

# 第2回 自動車運送事業の ホワイト経営の「見える化」検討会

日時：平成30年9月19日（水） 10：00～12：00

場所：合同庁舎3号館11階 特別会議室

## 議事次第

1. 開会
2. 議事  
認証項目・認証基準について
3. 閉会

### <配付資料>

- ・ 配席図
- ・ 議事次第
- ・ 構成員名簿
- ・ 資料1-1 アンケートの実施結果について（A3）
- ・ 資料1-2 アンケートの実施結果について（A4）
- ・ 資料2-1 認証項目（A3）
- ・ 資料2-1 認証基準等の設定の考え方について（案）等（A4）
- ・ 参考資料1 アンケート実施要領
- ・ 参考資料2 アンケート票

## 自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会 構成員一覧

のじり 野尻 俊明	流通経済大学 学長
あおやま 青山 佳世	フリーアナウンサー
なかしま 中嶋 美恵	(一社) 女性バス運転手協会 代表理事 (リッツMC (株) 代表取締役社長)
たきざわ 瀧澤 学	社会保険労務士・行政書士 (株) 瀧澤・佐藤事務所 代表取締役
まわたり 馬渡 雅敏	(公社) 全日本トラック協会 物流政策委員会委員長 (松浦通運 (株) 代表取締役)
ほしの 星野 治彦	(公社) 全日本トラック協会 企画部長
すぎはら 杉原 正晴	(公社) 日本バス協会 労務委員会 委員長 (大分交通 (株) 社長)
ながせ 長瀬 芳治	(公社) 日本バス協会 調査役
たけい 武居 利春	(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会 労務委員長 (昭栄自動車 (株) 代表取締役社長)
あさの 浅野 茂充	(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会 労務部長
まるやま 圓山 博嗣	(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団 交通環境対策部長
けいしま 慶島 譲治	全日本交通運輸産業労働組合協議会 (交運労協) 事務局次長
よなが 世永 正伸	全日本運輸産業労働組合連合会 (運輸労連) 中央副執行委員長
ぬき 貫 正和	全国交通運輸労働組合総連合 (交通労連) トラック部会事務局長
いけのや 池之谷 潤	日本私鉄労働組合総連合会 (私鉄総連) 交通政策局長
かまた 鎌田 佳伸	全国交通運輸労働組合総連合 (交通労連) 軌道・バス部会事務局長
まつなが 松永 次央	全国自動車交通労働組合連合会 (全自交労連) 書記長
てみず 手水 辰也	全国交通運輸労働組合総連合 (交通労連) ハイタク部会事務局長
ひさまつ 久松 勇治	日本私鉄労働組合総連合会 (私鉄総連) ハイタク協議会事務局長
なかじま 中嶋 章浩	厚生労働省労働基準局労働条件政策課 調査官
ひらしま 平嶋 隆司	国土交通省自動車局貨物課 課長
かなざし 金指 和彦	国土交通省自動車局旅客課 課長
やまこし 山腰 俊博	国土交通省自動車局安全政策課 課長
たにくち 谷口 礼史	国土交通省自動車局総務課企画室 室長

【順不同、敬称略】

# ホワイト経営の「見える化」アンケートの実施結果

資料1-1

達成率90%以上

達成率75%以上90%未満

達成率50%以上75%未満

番号	分類	対象	アンケート時の項目	事業者									労働組合									
				全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	トラック	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	トラック	
1	A 不適切事業者の排除		基準日において、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	96.2%	1.9%	98.1%	100.0%	0.0%	100.0%	95.5%	1.5%	97.0%	
2			過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	98.0%	2.0%	100.0%	98.1%	1.9%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	92.6%	5.9%	98.5%	
3			過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと。	97.1%	2.0%	99.0%	97.8%	2.2%	100.0%	90.0%	8.0%	98.0%	92.3%	5.8%	98.1%	95.5%	0.0%	95.5%	85.3%	13.2%	98.5%	
4			過去3年間に於いて、労働条件又は労働環境に関して、社会的に問題となる事案を生じさせていないこと。 ※この項目は、社会的に影響がある悪質又は不適切な事案を生じさせて国から公表されたり、報道されていないかを確認する。	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	92.5%	3.8%	96.2%	100.0%	0.0%	100.0%	95.6%	2.9%	98.5%	
5			過去3年間に於いて、ホワイト経営認証制度(仮称)が取り消されたことがないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象																			
6			過去3年間に【「ホワイト経営マーク(仮称)」、呼称等の不正使用がないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象																			
7			認証申請の対象営業所において、過去3年間に運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故に起因するものを除く。)が発生していないこと。	95.7%	1.1%	96.8%	90.5%	7.1%	97.6%	89.4%	8.5%	97.9%	97.8%	2.2%	100.0%	95.0%	5.0%	100.0%	82.7%	15.4%	98.1%	
8		トラックのみ	過去3年間に貨物自動車運送事業法第22条の2(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)の規定に基づき行政処分を受けていないこと。							91.8%	8.2%	100.0%							96.9%	3.1%	100.0%	
9			基準日において、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数が20点を超えていないこと。	100.0%	0.0%	100.0%	97.8%	2.2%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	93.5%	2.2%	95.7%	100.0%	0.0%	100.0%	98.5%	1.5%	100.0%	
10			過去3年間、認証申請の対象営業所に関して、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、月の拘束時間又は休日労働の限度違反に係る行政処分を受けていないこと。	98.0%	1.0%	99.0%	95.5%	4.5%	100.0%	83.7%	16.3%	100.0%	95.7%	2.1%	97.9%	100.0%	0.0%	100.0%	93.7%	4.8%	98.4%	
11			労働安全衛生規則に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、又は安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会が設けられている。	87.6%	4.1%	91.8%	81.8%	6.8%	88.6%	87.5%	8.3%	95.8%	81.5%	11.1%	92.6%	81.0%	14.3%	95.2%	90.3%	5.6%	95.8%	
12			企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化するとともに、長時間労働の是正に向けた計画を策定し、当該計画を従業員に周知・共有している。	77.7%	6.4%	84.0%	77.8%	11.1%	88.9%	65.1%	18.6%	83.7%	57.1%	22.4%	79.6%	65.0%	15.0%	80.0%	83.1%	9.9%	93.0%	
13			全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員(従業員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、労働者の過半数を代表する者)の意見を反映させている。	90.0%	4.0%	94.0%	86.7%	2.2%	88.9%	70.5%	13.6%	84.1%	83.0%	11.3%	94.3%	75.0%	8.3%	83.3%	88.6%	10.0%	98.6%	

番号	分類	対象	アンケート時の項目	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	トラック	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)	トラック
14	B 態勢整備・PDCA		企業のトップ(P)が、毎月、d以下の項目について報告を受けているか、または自ら把握している。 【把握事項:企業全体及び事業所毎の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	80.0%	7.4%	87.4%	76.2%	11.9%	88.1%	65.2%	15.2%	80.4%	70.2%	17.0%	87.2%	81.3%	6.3%	87.5%	76.9%	13.8%	90.8%
15			計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されている。	71.7%	6.5%	78.3%	71.1%	13.2%	84.2%	51.1%	17.8%	68.9%	70.2%	12.8%	83.0%	52.9%	17.6%	70.6%	60.9%	26.6%	87.5%
16			前年から申請時までの間に、長時間労働是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点からの取引先等への協力を求める基準を設定し、実際に働きかけを実施している。	59.7%	7.8%	67.5%	58.8%	2.9%	61.8%	55.6%	22.2%	77.8%	62.5%	22.5%	85.0%	50.0%	7.1%	57.1%	47.0%	42.4%	89.4%
17			就業規則を定めて労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。	99.0%	0.0%	99.0%	95.7%	2.2%	97.8%	100.0%	0.0%	100.0%	94.4%	3.7%	98.1%	95.8%	4.2%	100.0%	97.2%	2.8%	100.0%
18			36協定を締結し、労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。	99.0%	0.0%	99.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	87.0%	11.1%	98.1%	100.0%	0.0%	100.0%	97.2%	1.4%	98.6%
19			従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	95.1%	0.0%	95.1%	95.7%	2.2%	97.8%	83.3%	14.6%	97.9%	94.1%	2.0%	96.1%	91.3%	4.3%	95.7%	84.5%	11.3%	95.8%
20			労使協定又は労働協約において、時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。	84.5%	2.1%	86.6%	87.2%	7.7%	94.9%	59.2%	8.2%	67.3%	75.0%	6.3%	81.3%	95.5%	0.0%	95.5%	67.2%	12.5%	79.7%
21			労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。以下同じ。	79.3%	0.0%	79.3%	82.5%	7.5%	90.0%	46.8%	14.9%	61.7%	64.4%	8.9%	73.3%	80.0%	5.0%	85.0%	61.9%	17.5%	79.4%
22			労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間840時間以内に制限している。	60.9%	1.1%	62.1%	64.7%	2.9%	67.6%	30.0%	12.5%	42.5%	54.8%	14.3%	69.0%	55.6%	5.6%	61.1%	45.3%	15.6%	60.9%
23			労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間720時間以内に制限している。	56.3%	1.1%	57.5%	67.6%	5.4%	73.0%	26.2%	14.3%	40.5%	52.2%	15.2%	67.4%	57.1%	4.8%	61.9%	34.9%	20.6%	55.6%
24		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を単月100時間未満に制限している。	75.8%	1.1%	76.9%	72.2%	8.3%	80.6%	51.2%	7.0%	58.1%	68.2%	9.1%	77.3%	85.0%	5.0%	90.0%	63.5%	12.7%	76.2%	
25	C 労働時間		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を2～6月平均80時間以内に制限している。	58.6%	3.4%	62.1%	65.0%	7.5%	72.5%	36.4%	15.9%	52.3%	55.6%	13.3%	68.9%	73.7%	5.3%	78.9%	57.8%	15.6%	73.4%
26			労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を9時間以上確保することを定めている。	21.3%	5.3%	26.6%	55.6%	8.3%	63.9%	23.7%	7.9%	31.6%	25.0%	2.3%	27.3%	68.2%	4.5%	72.7%	26.2%	8.2%	34.4%
27			労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を10時間以上確保することを定めている。	4.8%	2.4%	7.2%	51.6%	6.5%	58.1%	16.7%	11.1%	27.8%	10.3%	7.7%	17.9%	73.7%	0.0%	73.7%	12.7%	10.9%	23.6%
28			労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を11時間以上確保することを定めている。	4.8%	2.4%	7.2%	44.7%	13.2%	57.9%	14.3%	11.4%	25.7%	10.3%	10.3%	20.5%	66.7%	5.6%	72.2%	5.6%	14.8%	20.4%

番号	分類	対象	アンケート時の項目	全ての営業所や車両等で基準を満たしている (%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている (%)	バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている (%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている (%)	タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている (%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている (%)	トラック	全ての営業所や車両等で基準を満たしている (%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている (%)	バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている (%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている (%)	タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている (%)	一部の営業所や車両等で基準を満たしている (%)	トラック
29	D 有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を12日以内に制限している。	28.0%	3.2%	31.2%	50.0%	2.8%	52.8%	45.9%	2.7%	48.6%	44.0%	0.0%	44.0%	68.4%	0.0%	68.4%	43.9%	1.8%	45.6%
30			労使協定又は労働協約において、連続勤務を11日以内に制限している。	7.2%	3.6%	10.8%	29.0%	3.2%	32.3%	40.0%	2.9%	42.9%	18.6%	2.3%	20.9%	53.3%	0.0%	53.3%	20.8%	5.7%	26.4%
31			労使協定又は労働協約において、連続勤務を10日以内に制限している。	9.5%	2.4%	11.9%	40.0%	2.9%	42.9%	46.2%	2.6%	48.7%	16.7%	2.4%	19.0%	61.1%	0.0%	61.1%	29.3%	5.2%	34.5%
32			年次有給休暇の最高付与日数は21日以上である。	27.7%	1.1%	28.7%	43.2%	4.5%	47.7%	42.6%	4.3%	46.8%	40.0%	4.0%	44.0%	47.8%	0.0%	47.8%	51.5%	2.9%	54.4%
33			特別有給休暇制度(例. 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇等)がある。	91.0%	3.0%	94.0%	73.2%	0.0%	73.2%	78.7%	2.1%	80.9%	86.8%	1.9%	88.7%	81.8%	13.6%	95.5%	82.9%	7.1%	90.0%
34			全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施している。	24.7%	5.6%	30.3%	16.7%	19.4%	36.1%	25.6%	9.3%	34.9%	32.0%	18.0%	50.0%	27.8%	22.2%	50.0%	29.7%	17.2%	46.9%
35			過去3年間の全ての年において年次有給休暇の取得率が70%以上である。	21.3%	19.1%	40.4%	24.3%	10.8%	35.1%	13.6%	13.6%	27.3%	34.6%	13.5%	48.1%	14.3%	9.5%	23.8%	7.1%	11.4%	18.6%
36	D 心身の健康		運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休日労働時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	69.1%	10.3%	79.4%	79.5%	11.4%	90.9%	76.6%	4.3%	80.9%	74.5%	10.6%	85.1%	81.0%	4.8%	85.7%	73.5%	13.2%	86.8%
37			デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	75.0%	13.0%	88.0%	47.6%	11.9%	59.5%	81.3%	8.3%	89.6%	68.0%	18.0%	86.0%	60.0%	15.0%	75.0%	72.9%	18.6%	91.4%
38			所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	100.0%	0.0%	100.0%	97.8%	2.2%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	98.1%	1.9%	100.0%	95.7%	4.3%	100.0%	97.2%	2.8%	100.0%
39			法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。	68.3%	14.9%	83.2%	36.6%	14.6%	51.2%	39.1%	15.2%	54.3%	67.9%	15.1%	83.0%	52.6%	10.5%	63.2%	38.2%	22.1%	60.3%
40		運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。	59.8%	4.9%	64.7%	50.0%	9.5%	59.5%	39.5%	14.0%	53.5%	29.8%	23.4%	53.2%	55.0%	15.0%	70.0%	25.8%	15.2%	40.9%	
41		従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	70.3%	7.9%	78.2%	68.2%	6.8%	75.0%	54.3%	21.7%	76.1%	78.4%	15.7%	94.1%	61.9%	19.0%	81.0%	61.8%	17.6%	79.4%	
42		管理職や人事担当者による定期面談を実施している。	55.0%	13.0%	68.0%	61.4%	9.1%	70.5%	52.3%	15.9%	68.2%	52.0%	14.0%	66.0%	42.9%	9.5%	52.4%	36.4%	22.7%	59.1%	

番号	分類	対象	アンケート時の項目	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		バス	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		トラック	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		タクシー	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		トラック
43			パワハラ及びセクハラ相談窓口を設け、従業員に周知・共有している。	80.4%	5.2%	85.6%	75.0%	9.1%	84.1%	52.3%	9.1%	61.4%	82.7%	5.8%	88.5%	57.1%	14.3%	71.4%	80.9%	5.9%	86.8%		
44	E 安心・安定		労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	54.4%	4.4%	58.9%	48.8%	4.7%	53.5%	63.8%	4.3%	68.1%	64.4%	4.4%	68.9%	41.2%	5.9%	47.1%	71.4%	2.9%	74.3%		
45			病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	39.6%	6.6%	46.2%	42.9%	2.4%	45.2%	36.4%	6.8%	43.2%	64.6%	6.3%	70.8%	68.2%	0.0%	68.2%	45.5%	6.1%	51.5%		
46			退職金制度を設けている。	87.0%	3.0%	90.0%	52.2%	19.6%	71.7%	84.0%	0.0%	84.0%	100.0%	0.0%	100.0%	76.2%	4.8%	81.0%	94.4%	4.2%	98.6%		
47			定年延長又は再雇用により、希望すれば65歳を超えて働ける労使協定又は労働協約となっている。	76.8%	2.0%	78.8%	97.8%	0.0%	97.8%	77.1%	2.1%	79.2%	80.4%	3.9%	84.3%	87.0%	8.7%	95.7%	44.8%	7.5%	52.2%		
48			事業に要する経費を運転者に負担させていない。 ※クレジットカード手数料、高速道路料金、車両費用等の負担を運転者に求めない。	100.0%	0.0%	100.0%	93.3%	6.7%	100.0%	98.0%	2.0%	100.0%	98.1%	0.0%	98.1%	86.4%	0.0%	86.4%	92.8%	2.9%	95.7%		
49			交通事故を発生させた従業員に対する「罰金」その他の違約金を定めていない。また、損害賠償額を予定する契約をしていない。	90.7%	1.0%	91.8%	64.3%	14.3%	78.6%	71.4%	6.1%	77.6%	80.0%	6.0%	86.0%	50.0%	4.5%	54.5%	65.2%	4.5%	69.7%		
50		タクシーのみ	累進歩合制度を採用していないこと。				75.6%	2.2%	77.8%							72.7%	4.5%	77.3%					
51			歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されていること。	81.3%	2.1%	83.3%	73.8%	9.5%	83.3%	87.9%	3.0%	90.9%	60.0%	0.0%	60.0%	57.9%	0.0%	57.9%	73.7%	15.8%	89.5%		
52			労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	100.0%	0.0%	100.0%	95.6%	2.2%	97.8%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	82.6%	13.0%	95.7%	98.6%	1.4%	100.0%		
53		F 多様な人材の確保		女性専用の施設が整っている。 (例. 便所、休憩・仮眠・睡眠施設等)	40.2%	34.0%	74.2%	38.6%	43.2%	81.8%	40.00%	33.33%	73.3%	44.9%	42.9%	87.8%	45.5%	36.4%	81.8%	34.8%	47.8%	82.6%	
54			女性運転者向けの休暇制度を設けている。 (例. 生理休暇、産前産後休暇等)	79.2%	3.1%	82.3%	90.9%	2.3%	93.2%	73.33%	6.67%	80.0%	91.8%	2.0%	93.9%	71.4%	0.0%	71.4%	73.9%	4.3%	78.3%		
55			運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 (例. 社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等)	59.4%	12.5%	71.9%	50.0%	11.9%	61.9%	46.67%	15.56%	62.2%	82.4%	11.8%	94.1%	43.5%	17.4%	60.9%	48.5%	22.1%	70.6%		

番号	分類	対象	アンケート時の項目	全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)		一部の営業所や車両等で基準を満たしている(%)		全ての営業所や車両等で基準を満たしている(%)	
				バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック						
56	E 保・育成		運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 (例. 育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等)	42.5%	17.2%	59.8%	77.8%	17.8%	95.6%	44.19%	20.93%	65.1%	42.6%	19.1%	61.7%	68.2%	13.6%	81.8%	45.9%	29.5%	75.4%
57			採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は契約社員・嘱託社員だが1年以内に希望者全員を正社員に登用している。	72.4%	5.1%	77.6%	81.4%	7.0%	88.4%	83.33%	6.25%	89.6%	66.7%	14.6%	81.3%	65.2%	4.3%	69.6%	54.3%	28.6%	82.9%
58			住居に関する福利厚生制度を設けている。 (例. 社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等)	43.2%	11.6%	54.7%	26.2%	9.5%	35.7%	46.8%	2.1%	48.9%	45.8%	14.6%	60.4%	21.7%	13.0%	34.8%	52.1%	25.4%	77.5%
59	G 自主性・先進性等	トラックのみ	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知・共有している。 【ガイドライン掲載URL】 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf</a>						60.47%	13.95%	74.4%							47.0%	21.2%	68.2%	
60			昨年度から申請日までの間に腰痛、転落等の労働災害の発生防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 (例. テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等)	42.9%	25.0%	67.9%	51.3%	23.1%	74.4%	47.83%	32.61%	80.4%	39.5%	23.7%	63.2%	42.1%	15.8%	57.9%	31.7%	47.6%	79.4%
61			労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 (例. 社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等)	57.0%	17.2%	74.2%	48.8%	19.5%	68.3%	63.04%	13.04%	76.1%	57.8%	11.1%	68.9%	58.3%	12.5%	70.8%	52.2%	29.9%	82.1%
62			労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。 【対象】 ・ホワイトマーク認定(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	19.3%	4.5%	23.9%	29.7%	0.0%	29.7%	17.50%	5.00%	22.5%	22.0%	2.4%	24.4%	15.0%	5.0%	20.0%	8.3%	16.7%	25.0%
63		トラックのみ	Gマークを保有している。							60.00%	30.00%	90.0%							46.4%	52.2%	98.6%
64		貸切バスのみ	セーフティバスマークを保有している。	95.2%	0.0%	95.2%							93.0%	2.3%	95.3%						
65		グリーン経営認証を保有している。	14.8%	5.7%	20.5%	19.0%	2.4%	21.4%	26.09%	17.39%	43.5%	28.9%	5.3%	34.2%	17.6%	11.8%	29.4%	25.0%	0.0%	25.0%	
66		過去3年間に国又は陸上災害防止協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生に関する表彰を受けたことがある。	8.1%	0.0%	8.1%	8.1%	0.0%	8.1%	7.50%	5.00%	12.5%	5.4%	5.4%	10.8%	13.3%	0.0%	13.3%	13.0%	11.1%	24.1%	

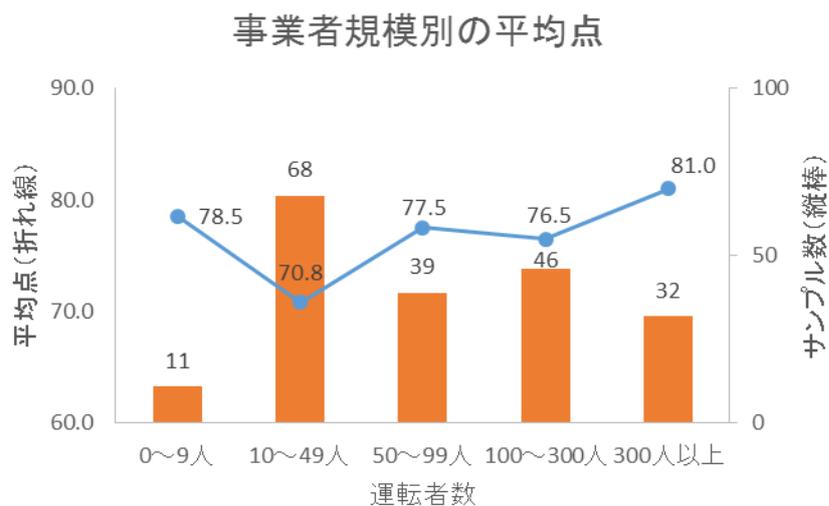
## アンケートの実施結果について

## 地域別の平均点

	トラック	乗合バス	貸切バス	タクシー
満点	128	122	124	124
三大都市圏	76.8	79.5	76	85.8
三大都市圏以外の地域	73.4	75.8	73.9	76.1
全体	74.2	76.3	74.2	77.9

※三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）

## 事業者規模（運転者数）別の平均点



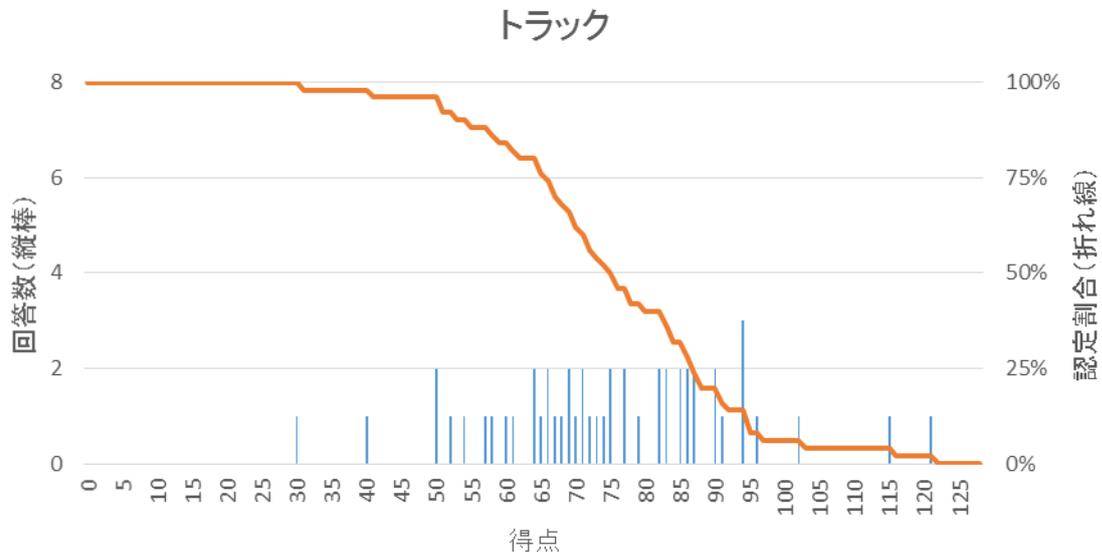
## 地域・事業者規模別の平均点

		満点	事業者規模(運転者)			
			① 0~49人	② 50人~	③ 100人~	②-①
トラック	三大都市圏	128	68.7(3)	79.9(8)	85.5(2)	X
	三大都市圏以外の地域		69.5(19)	79.6(20)	77.6(11)	
	小計		69.4(22)	79.6(28)	78.8(13)	
乗合バス	三大都市圏	122	0(0)	79.5(6)	79.5(6)	X
	三大都市圏以外の地域		76.6(5)	75.1(38)	75.2(34)	
	小計		76.6(5)	75.7(40)	75.9(40)	
貸切バス	三大都市圏	124	75.3(4)	76.8(4)	90(1)	X
	三大都市圏以外の地域		73.5(40)	83.0(2)	0(0)	
	小計		73.6(44)	78.8(6)	90(1)	
タクシー	三大都市圏	124	0(0)	83.9(10)	83.9(10)	X
	三大都市圏以外の地域		66.3(8)	77.9(28)	80.2(13)	
	小計		66.3(8)	79.5(38)	81.8(23)	
合計	三大都市圏	X	72.4(7)	80.8(28)	83.0(19)	X
	三大都市圏以外の地域		71.8(72)	77.2(88)	76.8(58)	
	総計		71.9(79)	78.1(116)	78.3(77)	

※ ( ) 内の数字はサンプル数

※※乗合バスは、都道府県未回答の1件を除く

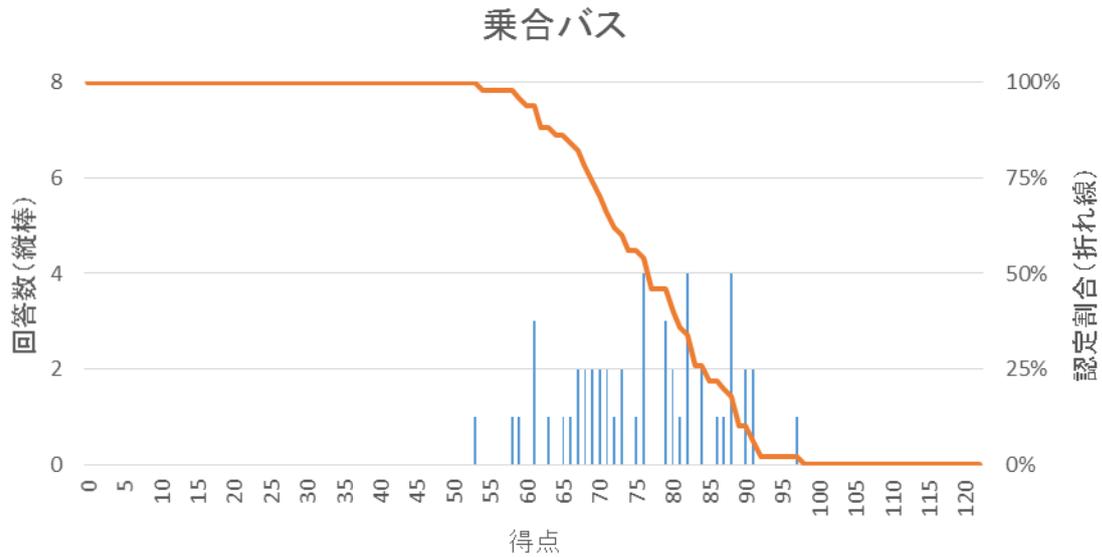
# トラックの得点分布



得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合
0	0	100%	34	0	98%	68	1	68%	102	1	6%
1	0	100%	35	0	98%	69	2	66%	103	0	4%
2	0	100%	36	0	98%	70	1	62%	104	0	4%
3	0	100%	37	0	98%	71	2	60%	105	0	4%
4	0	100%	38	0	98%	72	1	56%	106	0	4%
5	0	100%	39	0	98%	73	1	54%	107	0	4%
6	0	100%	40	1	98%	74	1	52%	108	0	4%
7	0	100%	41	0	96%	75	2	50%	109	0	4%
8	0	100%	42	0	96%	76	0	46%	110	0	4%
9	0	100%	43	0	96%	77	2	46%	111	0	4%
10	0	100%	44	0	96%	78	0	42%	112	0	4%
11	0	100%	45	0	96%	79	1	42%	113	0	4%
12	0	100%	46	0	96%	80	0	40%	114	0	4%
13	0	100%	47	0	96%	81	0	40%	115	1	4%
14	0	100%	48	0	96%	82	2	40%	116	0	2%
15	0	100%	49	0	96%	83	2	36%	117	0	2%
16	0	100%	50	2	96%	84	0	32%	118	0	2%
17	0	100%	51	0	92%	85	2	32%	119	0	2%
18	0	100%	52	1	92%	86	2	28%	120	0	2%
19	0	100%	53	0	90%	87	2	24%	121	1	2%
20	0	100%	54	1	90%	88	0	20%	122	0	0%
21	0	100%	55	0	88%	89	0	20%	123	0	0%
22	0	100%	56	0	88%	90	2	20%	124	0	0%
23	0	100%	57	1	88%	91	1	16%	125	0	0%
24	0	100%	58	1	86%	92	0	14%	126	0	0%
25	0	100%	59	0	84%	93	0	14%	127	0	0%
26	0	100%	60	1	84%	94	3	14%	128	0	0%
27	0	100%	61	1	82%	95	0	8%			
28	0	100%	62	0	80%	96	1	8%			
29	0	100%	63	0	80%	97	0	6%			
30	1	100%	64	2	80%	98	0	6%			
31	0	98%	65	1	76%	99	0	6%			
32	0	98%	66	2	74%	100	0	6%			
33	0	98%	67	1	70%	101	0	6%			

回答者の上位12.5%  
回答者の上位25%  
回答者の上位50%

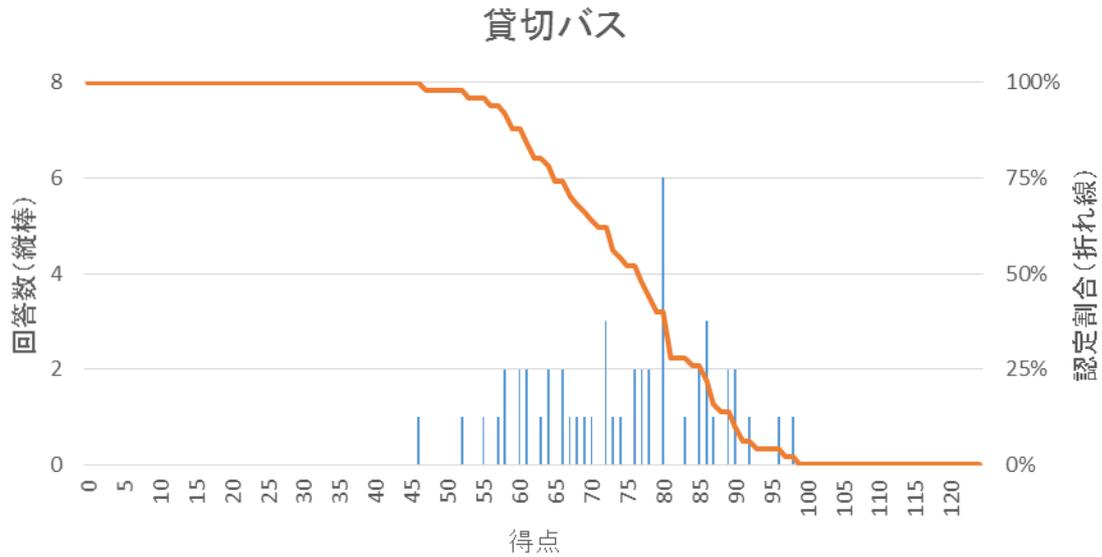
# 乗合バスの得点分布



得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合
0	0	100%	34	0	100%	68	2	78%	102	0	0%
1	0	100%	35	0	100%	69	2	74%	103	0	0%
2	0	100%	36	0	100%	70	2	70%	104	0	0%
3	0	100%	37	0	100%	71	2	66%	105	0	0%
4	0	100%	38	0	100%	72	1	62%	106	0	0%
5	0	100%	39	0	100%	73	2	60%	107	0	0%
6	0	100%	40	0	100%	74	0	56%	108	0	0%
7	0	100%	41	0	100%	75	1	56%	109	0	0%
8	0	100%	42	0	100%	76	4	54%	110	0	0%
9	0	100%	43	0	100%	77	0	46%	111	0	0%
10	0	100%	44	0	100%	78	0	46%	112	0	0%
11	0	100%	45	0	100%	79	3	46%	113	0	0%
12	0	100%	46	0	100%	80	2	40%	114	0	0%
13	0	100%	47	0	100%	81	1	36%	115	0	0%
14	0	100%	48	0	100%	82	4	34%	116	0	0%
15	0	100%	49	0	100%	83	0	26%	117	0	0%
16	0	100%	50	0	100%	84	2	26%	118	0	0%
17	0	100%	51	0	100%	85	0	22%	119	0	0%
18	0	100%	52	0	100%	86	1	22%	120	0	0%
19	0	100%	53	1	100%	87	1	20%	121	0	0%
20	0	100%	54	0	98%	88	4	18%	122	0	0%
21	0	100%	55	0	98%	89	0	10%			
22	0	100%	56	0	98%	90	2	10%			
23	0	100%	57	0	98%	91	2	6%			
24	0	100%	58	1	98%	92	0	2%			
25	0	100%	59	1	96%	93	0	2%			
26	0	100%	60	0	94%	94	0	2%			
27	0	100%	61	3	94%	95	0	2%			
28	0	100%	62	0	88%	96	0	2%			
29	0	100%	63	1	88%	97	1	2%			
30	0	100%	64	0	86%	98	0	0%			
31	0	100%	65	1	86%	99	0	0%			
32	0	100%	66	1	84%	100	0	0%			
33	0	100%	67	2	82%	101	0	0%			

回答者の上位12.5%  
回答者の上位25%  
回答者の上位50%

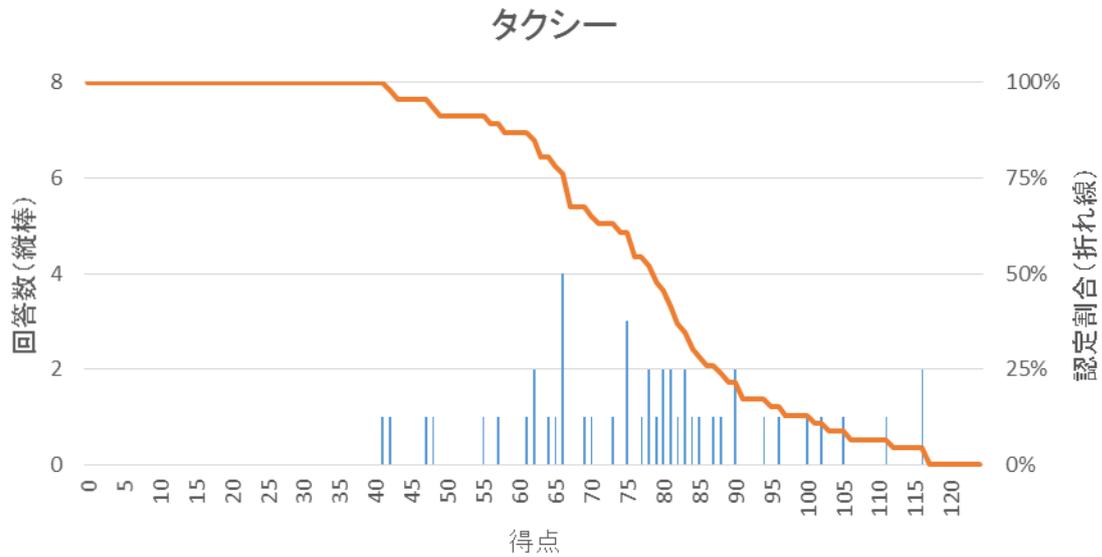
# 貸切バスの得点分布



得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合
0	0	100%	34	0	100%	68	1	68%	102	0	0%
1	0	100%	35	0	100%	69	1	66%	103	0	0%
2	0	100%	36	0	100%	70	1	64%	104	0	0%
3	0	100%	37	0	100%	71	0	62%	105	0	0%
4	0	100%	38	0	100%	72	3	62%	106	0	0%
5	0	100%	39	0	100%	73	1	56%	107	0	0%
6	0	100%	40	0	100%	74	1	54%	108	0	0%
7	0	100%	41	0	100%	75	0	52%	109	0	0%
8	0	100%	42	0	100%	76	2	52%	110	0	0%
9	0	100%	43	0	100%	77	2	48%	111	0	0%
10	0	100%	44	0	100%	78	2	44%	112	0	0%
11	0	100%	45	0	100%	79	0	40%	113	0	0%
12	0	100%	46	1	100%	80	6	40%	114	0	0%
13	0	100%	47	0	98%	81	0	28%	115	0	0%
14	0	100%	48	0	98%	82	0	28%	116	0	0%
15	0	100%	49	0	98%	83	1	28%	117	0	0%
16	0	100%	50	0	98%	84	0	26%	118	0	0%
17	0	100%	51	0	98%	85	2	26%	119	0	0%
18	0	100%	52	1	98%	86	3	22%	120	0	0%
19	0	100%	53	0	96%	87	1	16%	121	0	0%
20	0	100%	54	0	96%	88	0	14%	122	0	0%
21	0	100%	55	1	96%	89	2	14%	123	0	0%
22	0	100%	56	0	94%	90	2	10%	124	0	0%
23	0	100%	57	1	94%	91	0	6%			
24	0	100%	58	2	92%	92	1	6%			
25	0	100%	59	0	88%	93	0	4%			
26	0	100%	60	2	88%	94	0	4%			
27	0	100%	61	2	84%	95	0	4%			
28	0	100%	62	0	80%	96	1	4%			
29	0	100%	63	1	80%	97	0	2%			
30	0	100%	64	2	78%	98	1	2%			
31	0	100%	65	0	74%	99	0	0%			
32	0	100%	66	2	74%	100	0	0%			
33	0	100%	67	1	70%	101	0	0%			

回答者の上位12.5%  
回答者の上位25%  
回答者の上位50%

# タクシーの得点分布



得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合	得点	回答数	認定割合
0	0	100%	34	0	100%	68	0	67%	102	1	11%
1	0	100%	35	0	100%	69	1	67%	103	0	9%
2	0	100%	36	0	100%	70	1	65%	104	0	9%
3	0	100%	37	0	100%	71	0	63%	105	1	9%
4	0	100%	38	0	100%	72	0	63%	106	0	7%
5	0	100%	39	0	100%	73	1	63%	107	0	7%
6	0	100%	40	0	100%	74	0	61%	108	0	7%
7	0	100%	41	1	100%	75	3	61%	109	0	7%
8	0	100%	42	1	98%	76	0	54%	110	0	7%
9	0	100%	43	0	96%	77	1	54%	111	1	7%
10	0	100%	44	0	96%	78	2	52%	112	0	4%
11	0	100%	45	0	96%	79	1	48%	113	0	4%
12	0	100%	46	0	96%	80	2	46%	114	0	4%
13	0	100%	47	1	96%	81	2	41%	115	0	4%
14	0	100%	48	1	93%	82	1	37%	116	2	4%
15	0	100%	49	0	91%	83	2	35%	117	0	0%
16	0	100%	50	0	91%	84	1	30%	118	0	0%
17	0	100%	51	0	91%	85	1	28%	119	0	0%
18	0	100%	52	0	91%	86	0	26%	120	0	0%
19	0	100%	53	0	91%	87	1	26%	121	0	0%
20	0	100%	54	0	91%	88	1	24%	122	0	0%
21	0	100%	55	1	91%	89	0	22%	123	0	0%
22	0	100%	56	0	89%	90	2	22%	124	0	0%
23	0	100%	57	1	89%	91	0	17%			
24	0	100%	58	0	87%	92	0	17%			
25	0	100%	59	0	87%	93	0	17%			
26	0	100%	60	0	87%	94	1	17%			
27	0	100%	61	1	87%	95	0	15%			
28	0	100%	62	2	85%	96	1	15%			
29	0	100%	63	0	80%	97	0	13%			
30	0	100%	64	1	80%	98	0	13%			
31	0	100%	65	1	78%	99	0	13%			
32	0	100%	66	4	76%	100	1	13%			
33	0	100%	67	0	67%	101	0	11%			

回答者の上位12.5%  
回答者の上位25%  
回答者の上位50%

## 認証制度への申請意向の分析結果

### 1. 回答数

全日本トラック協会	108
日本バス協会	113
全国ハイヤー・タクシー連合会	47

### 2. 回答概要

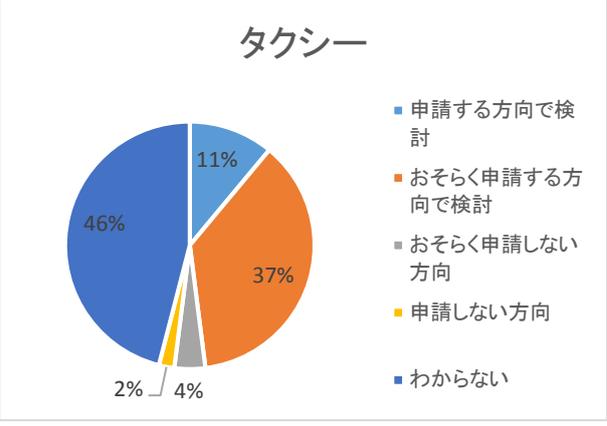
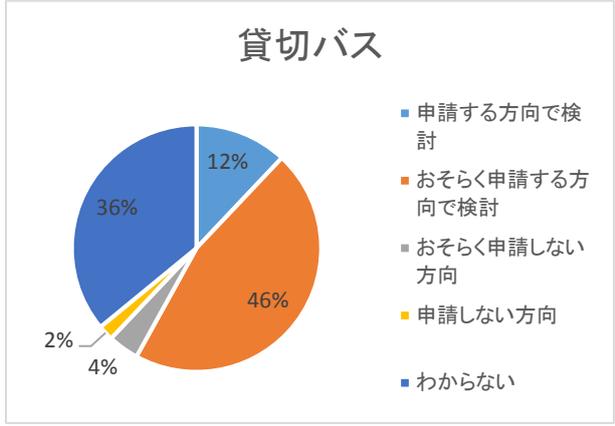
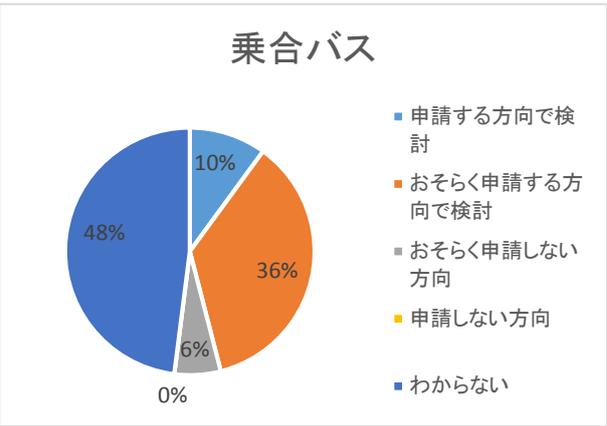
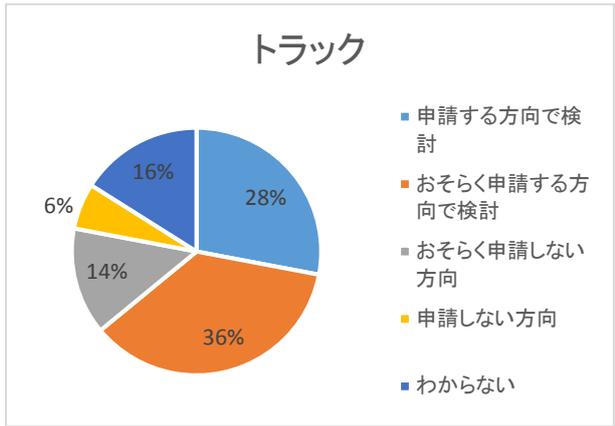
(1) 認証制度ができた場合に申請を検討すると思うか

	全体	トラック	乗合バス	貸切バス	タクシー
申請する方向で検討する見込み	15%	28%	10%	12%	11%
	30	14	5	6	5
おそらく申請する方向で検討することになると思う	39%	36%	36%	46%	37%
	76	18	18	23	17
小計	54%	64%	46%	58%	48%
	106	32	23	29	22
おそらく申請しない方向で検討することになると思う	7%	14%	6%	4%	4%
	14	7	3	2	2
申請しない方向で検討する見込み	3%	6%	0%	2%	2%
	5	3	0	1	1
わからない	36%	16%	48%	36%	46%
	71	8	24	18	21
合計	100%	100%	100%	100%	100%
	196	50	50	50	46

(抽出方法)

トラック、バス：回答のうち無作為抽出により50件を集計

タクシー：回答のすべてを集計（うち1件は白紙回答）



<ポイント>

「申請する方向で検討」又は、「おそらく申請する方向で検討」と回答した事業者は約5～6割となっており、特にトラックと貸切バスでは約6割と高い傾向。その中でもトラックは、「申請する方向で検討」と回答した割合が約3割と高い。

## ○認定申請件数の推計

	全体	トラック	乗合バス	貸切バス	タクシー
事業者数	85,188	62,176	2,267	4,524	16,221
認定申請件数（推計）	8,901	7,150	159	396	1,196

（計算式）

認定申請件数＝事業者数×申請意向率×認定基準達成率

申請意向率：「申請する方向で検討する見込み」の回答のうち 50% (1/2) が実際に申請すると仮定

「おそらく申請する方向で検討することになると思う」の回答のうち 25% (1/4) が実際に申請すると仮定

認定基準達成率：基準を達成する事業者が 50% (1/2) と仮定

$$\text{トラック} : 7,150 = (62,176 \times 28\% \times 1/2 + 62,176 \times 36\% \times 1/4) \times 1/2$$

$$\text{乗合バス} : 159 = (2,267 \times 10\% \times 1/2 + 2,267 \times 36\% \times 1/4) \times 1/2$$

$$\text{貸切バス} : 396 = (4,524 \times 12\% \times 1/2 + 4,524 \times 46\% \times 1/4) \times 1/2$$

$$\text{タクシー} : 1,196 = (16,221 \times 11\% \times 1/2 + 16,221 \times 37\% \times 1/4) \times 1/2$$

## <参考>

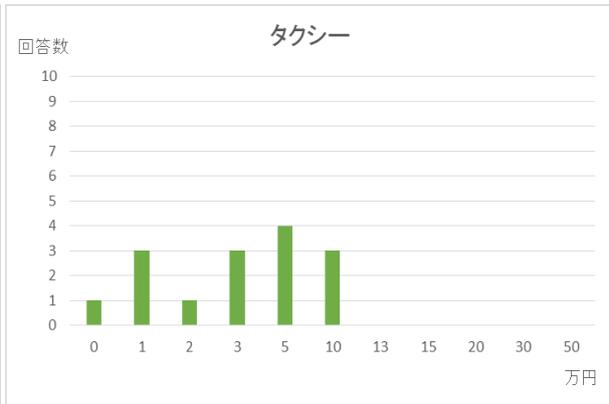
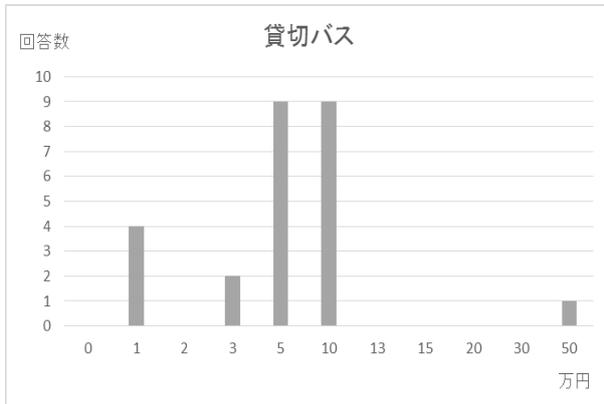
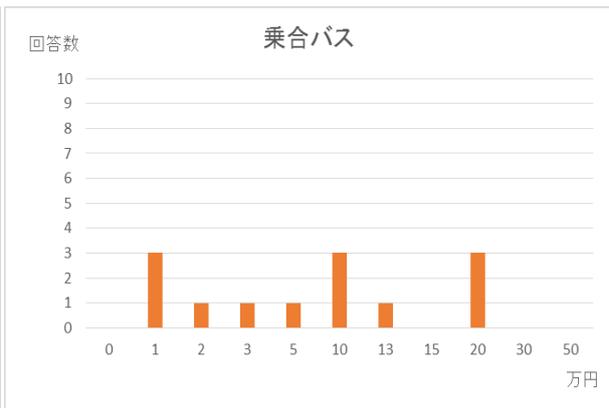
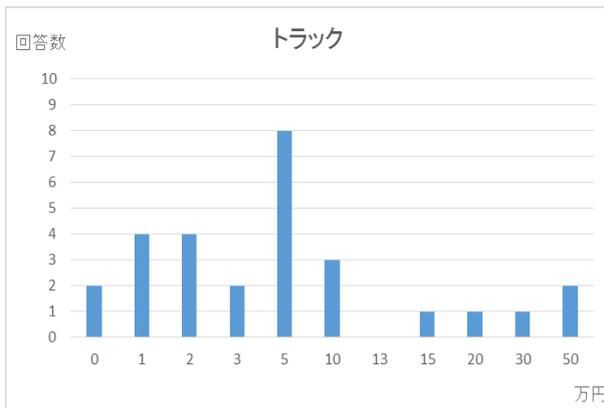
既存の認証制度の認定事業者（所）数

- ・ Gマーク 24,482 事業所（H29.12.14 時点）
- ・ セーフティバスマーク 1,391 事業者（H30.7.19 時点）
- ・ グリーン経営認証
  - トラック 5,433 事業所
  - バス 311 事業所
  - タクシー 433 事業所（H30.8.20 時点）

(2) 審査手数料の限度額（認証マークが2年間有効の場合、最大でいくらいまでなら負担できる可能性があるか）

		0円	1万円	2万円	3万円	5万円	10万円	13万円	15万円	20万円	30万円	50万円
トラック	回答数	2	4	4	2	8	3	0	1	1	1	2
	回答率	7%	14%	14%	7%	29%	11%	0%	4%	4%	4%	7%
	累計	100%	93%	79%	64%	57%	29%	18%	18%	14%	11%	7%
乗合バス	回答数	0	3	1	1	1	3	1	0	3	0	0
	回答率	0%	23%	8%	8%	8%	23%	8%	0%	23%	0%	0%
	累計	100%	100%	77%	69%	62%	54%	31%	23%	23%	0%	0%
貸切バス	回答数	0	4	0	2	9	9	0	0	0	0	1
	回答率	0%	16%	0%	8%	36%	36%	0%	0%	0%	0%	4%
	累計	100%	100%	84%	84%	76%	40%	4%	4%	4%	4%	4%
タクシー	回答数	1	3	1	3	4	3	0	0	0	0	0
	回答率	7%	20%	7%	20%	27%	20%	0%	0%	0%	0%	0%
	累計	100%	93%	73%	67%	47%	20%	0%	0%	0%	0%	0%

(注)「申請する方向で検討する見込み」、「おそらく申請する方向で検討することになると思う」と回答した事業のみを集計。



# 認証項目・認証基準等

番号	分類	対象	アンケート時の項目	申請対象の全ての営業所	申請対象の営業所の一部	項目の性質	☆	☆☆	☆☆☆	認証項目(案)	対象とする期間又は時点	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から運転者の氏名等は塗りつぶし	備考
1	A 不適切事業者の排除		基準日において、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。	基準日	本項目を満たしている旨を記載した書面。	安全衛生優良企業公表制度
2			過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 過去3年以内に労働基準関係法令違反で送検されている場合、不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書の写し又は裁判で無罪になっていることが確認できる判決文の写し。	安全衛生優良企業公表制度 ユースエール認定
3			過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと。	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していない。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。	安全衛生優良企業公表制度
4			過去3年間に於いて、労働条件又は労働環境に関して、社会的に問題となる事案を生じさせていないこと。 ※この項目は、社会的に影響がある悪質又は不適切な事案を生じさせて国から公表されたり、報道されていないかを確認する。	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	過去3年間に於いて、労働条件又は労働環境に関して、社会的に問題となる事案を生じさせていないこと。 ※この項目は、社会的に影響がある悪質又は不適切な事案を生じさせて国から公表されたり、報道されていないかを確認する。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。	安全衛生優良企業公表制度
5			過去3年間に於いて、ホワイト経営認証制度(仮称)が取り消されたことがないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	ホワイト経営認証制度(仮称)に基づく認証を取り消されていない。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。	ユースエール認定
6			過去3年間に「【ホワイト経営マーク(仮称)】、呼称等の不正使用がないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	ホワイト経営マーク(仮称)、呼称等を不正に使用していない。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。	安全衛生優良企業公表制度
8		トラックのみ	過去3年間に貨物自動車運送事業法第22条の2(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)の規定に基づき行政処分を受けていないこと。	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	貨物自動車運送事業法第22条の2(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)の規定に基づき行政処分を受けていない。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 国土交通省ホームページで公開されている事業者の行政処分情報の検索結果の写し。	
9			基準日において、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数が20点を超過していないこと。	法人全体で判定	—	欠格事由	必須	必須	必須	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数が20点を超過していない。	基準日	本項目を満たしている旨を記載した書面。 国土交通省ホームページで公開されている事業者の行政処分情報の検索結果の写し。	
10			過去3年間、認証申請の対象営業所に関して、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、月の拘束時間又は休日労働の限度違反に係る行政処分を受けていないこと。	2点	—	欠格事由	必須	必須	必須	認証申請の対象営業所に関して、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、月の拘束時間又は休日労働の限度違反に係る行政処分を受けていない。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 国土交通省ホームページで公開されている事業者の行政処分情報の検索結果の写し。	
10①			【新規追加】	2点	—	欠格事由	必須	必須	必須	改善基準告示に規定する月の拘束時間又は休日労働の限度違反がない。	過去1年間 (サンプル運転者)	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。	
10②		【新規追加】	2点	—	欠格事由	必須	必須	必須	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の離職率が25%未満である。 (参考)運輸業・郵便業の離職率(平成29年): 12.4% 産業計の離職率(平成29年): 14.9% 出典:厚生労働省「雇用動向調査」	過去3年間 平均	本項目を満たしている旨を記載した書面。 常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表。		
11		労働安全衛生規則に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、又は安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会が設けられている。	2点	—	義務	必須	必須	必須	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。		本項目を満たしている旨を記載した書面。 委員会が設置されている場合は、委員会の構成員一覧。従業員の意見を聴くための機会を設けた場合は、それが確認できる書面。例えば、議事次第や議事録など。		
12		企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化するとともに、長時間労働の是正に向けた計画を策定し、当該計画を従業員に周知・共有している。	2点	—		加点	必須	必須	企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化するとともに、長時間労働の是正に向けた計画を策定し、当該計画を従業員に周知している。		本項目を満たしている旨を記載した書面。 方針及び計画の写し。	安全衛生優良企業公表制度	
13		全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員(従業員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、労働者の過半数を代表する者)の意見を反映させている。	2点	—		加点	必須	必須	全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員(従業員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、労働者の過半数を代表する者)の意見を反映させている。		本項目を満たしている旨を記載した書面。 従業員の意見が反映される仕組みとなっていることが確認できる書面。例えば、労使の協議会の議事次第や議事録など。	安全衛生優良企業公表制度	

番号	分類	対象	アンケート時の項目	申請対象の全ての営業所	申請対象の営業所の一部	項目の性質	☆	☆☆	☆☆☆	認証項目(案)	対象とする期間又は時点	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から運転者の氏名等は塗りつぶし	備考
14	B 態勢整備・P D C A		企業のトップが、毎月、以下の項目について報告を受けているか、または自ら把握している。 【把握事項：企業全体及び事業所毎の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	2点	—		必須	必須	必須	企業のトップが、毎月、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：企業全体及び事業所毎の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 企業のトップに対して各項目に係る報告が毎月実施されていることが確認できる書面。	安全衛生優良企業公表制度
15			計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されている。	2点	—		加点	加点	加点	計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 社内の体制図。	安全衛生優良企業公表制度
16			前年から申請時までの間に、長時間労働是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点からの取引先等への協力を求める基準を設定し、実際に働きかけを実施している。	2点	—		加点	加点	加点	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を <b>設定している。</b>	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 取引先等に協力を求める基準の写し。	
17			就業規則を定めて労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。	2点	—	義務	必須	必須	必須	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に <b>周知</b> されている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則の写し。	Gマーク
18			36協定を締結し、労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。	2点	—	義務	必須	必須	必須	36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に <b>周知</b> されている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 36協定の写し。	Gマーク
19			従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	2点	—	義務	必須	必須	必須	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労働条件通知書の写し。	
20			労使協定又は労働協約において、時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。	2点	—		加点	必須	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者</b> の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
20①			【新規追加】	2点	—		加点	必須	必須	運転者の時間外労働の合計時間の実績は年間960時間以内である。	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。	
21			労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。以下同じ。	2点	1点		加点	必須	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者</b> の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。以下同じ。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
21①		【新規追加】	2点	—		加点	必須	必須	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は年間960時間以内である。	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。		
22		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間840時間以内に制限している。	2点	1点		加点	加点	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者</b> の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間840時間以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。		
22①		【新規追加】	2点	—		加点	加点	必須	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は年間840時間以内である。	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。		
23		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間720時間以内に制限している。	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者</b> の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間720時間以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。		
23①		【新規追加】	2点	—		加点	加点	必須	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は年間720時間以内である。	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。		
24		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を単月100時間未満に制限している。	2点	1点		加点	必須	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者</b> の休日労働及び時間外労働の合計時間を単月100時間未満に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。		
24①		【新規追加】	2点	—		加点	必須	必須	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は単月100時間未満である。	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。		

番号	分類	対象	アンケート時の項目	申請対象の 全ての 営業所	申請対象の 営業所の 一部	項目の性 質	☆	☆☆	☆☆☆	認証項目(案)	対象とする期間又は時 点	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から運転者の氏名等は塗りつぶし	備考
25	C 労働時間・休日		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を2～6月平均80時間以内に制限している。	2点	1点		加点	必須	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 休日労働及び時間外労働の合計時間を2～6月平均80時間以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
25①			【新規追加】	2点	—		加点	必須	必須	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は2～6月平均80時間以内である。	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 指定運転者(1名分)の拘束時間、休日労働時間等の一覧表の写し(1年分)又はこれに準じる書面。	
26			労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を9時間以上確保することを定めている。	2点	1点		加点	加点	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 勤務終了後の休息期間を9時間以上確保することを定めている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
27			労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を10時間以上確保することを定めている。	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 勤務終了後の休息期間を10時間以上確保することを定めている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
28			労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を11時間以上確保することを定めている。	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 勤務終了後の休息期間を11時間以上確保することを定めている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
28①			【新規追加】	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 勤務終了後の休息期間を12時間以上確保することを定めている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
29			労使協定又は労働協約において、連続勤務を12日以内に制限している。	2点	1点		加点	加点	必須	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 連続勤務を12日以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
30			労使協定又は労働協約において、連続勤務を11日以内に制限している。	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 連続勤務を11日以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
31			労使協定又は労働協約において、連続勤務を10日以内に制限している。	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 連続勤務を10日以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
31①			労使協定又は労働協約において、連続勤務を9日以内に制限している。	2点	1点		加点	加点	加点	労使協定又は労働協約において、 <b>運転者の</b> 連続勤務を9日以内に制限している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 労使協定又は労働協約の写し。	
31②			【新規追加】	2点	1点		加点	加点	加点	運転者の年間の休日数は平均105日以上(※注)である。 ※注:有給休暇を除き、国民の祝日を含む。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 年間休日の一覧表。	
31③			【新規追加】	2点	1点		加点	加点	加点	運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注:1年を通して、毎週2日の休日がある。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則の写し。	
32			年次有給休暇の最高付与日数は21日以上である。	2点	—		加点	加点	加点	労働基準法で義務付けられている日数以上の年次有給休暇を付与している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則の写し。	
34			全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施している。	2点	—		加点	加点	加点	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールとその実施状況がわかるもの(社内規程など)。	安全衛生優良企業公表制度
35		過去3年間の全ての年において年次有給休暇の取得率が70%以上である。	2点	—		加点	加点	加点	<b>運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。</b>	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 運転者の年次有給休暇の取得日数の一覧表。		
35①		特別有給休暇制度(例.慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇等)がある。	2点	—		加点	加点	加点	特別有給休暇制度(例.慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、 <b>消滅有休積立制度</b> 等)がある。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則の写し。		

番号	分類	対象	アンケート時の項目	申請対象の全ての営業所	申請対象の営業所の一部	項目の性質	☆	☆☆	☆☆☆	認証項目(案)	対象とする期間又は時点	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から運転者の氏名等は塗りつぶし	備考
36			運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休日労働時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	2点	—		必須	必須	必須	運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休日労働時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 一覧表又はソフトウェアの画面の写し	
37			デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	2点	1点		加点	必須	必須	デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 任意の運転者1名分の指導教育記録簿の写し。	セーフティバス
38			所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	2点	—	義務	必須	必須	必須	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 任意の運転者1名分の直近の定期健康診断記録の写し。	セーフティバス
39			法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。	2点	—		加点	加点	加点	法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施していることを証する書面(請求書、領収書等)	セーフティバス
40	D 心身の健康		運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。	2点	1点		加点	加点	加点	運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 運転者の健康状態や疲労状況の把握等に効果が高い、携帯型心電計、居眠り警報装置等の機器を1台以上導入していることを証する書類(請求書、領収書等)。	セーフティバス
41			従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	2点	—		加点	必須	必須	従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 取組の年間スケジュールを記載した書面。 診断結果、研修資料、実施報告書等の写し。	安全衛生優良企業公表制度
42			管理職や人事担当者による定期面談を実施している。	2点	—		加点	必須	必須	管理職や人事担当者による定期面談を実施している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 任意の運転者1名分の面談記録の写し。	
43			パワハラ及びセクハラ相談窓口を設け、従業員に周知・共有している。	2点	—		加点	必須	必須	パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口を設け、従業員に周知している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 従業員への周知文書の写し。	
7			認証申請の対象営業所において、過去3年間に運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故に起因するものを除く。)が発生していないこと。	2点	—		加点	加点	加点	認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない。	過去3年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。	
44	E 安心・安定		労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	2点	—		加点	加点	加点	労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 運転者への周知文書の写し。	
45			病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	2点	—		加点	加点	加点	病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 運転者への周知文書の写し。	
46			退職金制度を設けている。	2点	—		加点	必須	必須	退職金制度を設けている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 退職金規程の写し。	
47			定年延長又は再雇用により、希望すれば65歳を超えて働ける労使協定又は労働協約となっている。	2点	—		加点	必須	必須	定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則、労使協定又は労働協約の写し。	
48			事業に要する経費を運転者に負担させていない。 ※クレジットカード手数料、高速道路料金、車両費用等の負担を運転者に求めない。	2点	—		必須	必須	必須	事業に要する経費を運転者に負担させていない。 【事業に要する経費：クレジットカード手数料、高速道路料金、車両費用等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。	
49			交通事故が発生させた従業員に対する「罰金」その他の違約金を定めていない。また、損害賠償額を予定する契約をしていない。	2点	—	義務	必須	必須	必須	交通事故が発生させた従業員に対する「罰金」その他の違約金を定めていない。また、損害賠償額を予定する契約をしていない。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。	
50		タクシーのみ	累進歩合制度を採用していないこと。	2点	—	改善基準 通達	必須	必須	必須	累進歩合制度を採用していない。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 給与規程の写し。	

番号	分類	対象	アンケート時の項目	申請対象の全ての営業所	申請対象の営業所の一部	項目の性質	☆	☆☆	☆☆☆	認証項目(案)	対象とする期間又は時点	必要な書類 ※個人情報の保護の観点から運転者の氏名等は塗りつぶし	備考
51			歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されていること。	2点	—	改善基準 適達	必須	必須	必須	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。	
52			労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	2点	—	義務	必須	必須	必須	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。	
52①			【新規追加】	2点	1点		加点	加点	加点	運転者への採用が内定している方が利用できる運転免許の取得支援制度を設けている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 求人広告又は内定者への周知文書の写し。	
52②			【新規追加】	2点	1点		加点	加点	加点	常時選任する女性運転者がいる。	基準日	本項目を満たしている旨を記載した書面。 営業所毎の常時選任する女性運転者数、男性運転者数の一覧表。	
53			女性専用の施設が整っている。 (例. 便所、休憩・仮眠・睡眠施設等)	2点	1点	女性従業員がいる場合、一部義務	加点	加点	加点	営業所において女性専用の施設を確保している。 【例: 便所、休憩・仮眠・睡眠施設等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 女性専用の施設の図面又は写真。	
54			女性運転者向けの休暇制度を設けている。 (例. 生理休暇、産前産後休暇等)	2点	—	女性従業員がいる場合、一部義務	加点	加点	加点	女性運転者向けの休暇制度を設けている。 【例: 生理休暇、産前産後休暇等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則、労使協定又は労働協約の写し。	
55			運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 (例. 社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等)	2点	—		加点	加点	加点	運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例: 社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 福利厚生制度の規程の写し。	
56	F 多様な人材の確保・育成		運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 (例. 育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等)	2点	1点		加点	加点	加点	運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例: 育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則、労使協定又は労働協約の写し。	
57			採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は契約社員・嘱託社員だが1年以内に希望者全員を正社員に登用している。	2点	—		加点	加点	加点	採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は契約社員・嘱託社員だが1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 就業規則又は求人広告の写し。	
57①			【新規追加】	2点	1点		加点	加点	加点	運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている。 (例. 運行管理者、フォークリフト、クレーン等)	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 運転者への周知文書の写し。	
58			住居に関する福利厚生制度を設けている。 (例. 社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等)	2点	1点		加点	加点	加点	運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例: 社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 福利厚生制度の規程の写し。	
58①		トラックのみ	【新規追加】	2点	—		加点	加点	必須	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 料金の届出書の写し。 個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款の写し。	
58②		トラック・乗合バスのみ	【新規追加】	2点			加点	加点	加点	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 実施している中継輸送の概要を記載した書面。	
58③			【新規追加】	2点	—		加点	加点	加点	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の離職率が10%未満である。 (参考)運輸業・郵便業の離職率(平成29年): 12.4% 産業計の離職率(平成29年): 14.9% 出典: 厚生労働省「雇用動向調査」	過去3年間 平均	本項目を満たしている旨を記載した書面。 常時選任する運転者数と離職運転者数の一覧表。	
59		トラックのみ	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知・共有している。 【ガイドライン掲載URL】 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf</a>	2点	—		加点	加点	加点	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 方針の写し。	
60			昨年度から申請日までの間に腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 (例. テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等)	2点			加点	加点	加点	腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例: テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】	過去1年間	本項目を満たしている旨を記載した書面。 機器等を購入したことを証する書面(請求書、領収書等)	

番号	分類	対象	アンケート時の項目	申請対象の 全ての 営業所	申請対象の 営業所の 一部	項目の性 質	☆	☆☆	☆☆☆	認証項目(案)	対象とする期間又は時 点	必要な書類  ※個人情報の保護の観点から運転者の氏名等は塗りつぶし	備考
61	G 自主性・ 先進性等		労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 (例. 社員表彰制度、キャリアバスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等)	2点			加点	加点	加点	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例: 社員表彰制度、キャリアバスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 取組内容を記載した書面。	Gマーク
62			労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。  【対象】 ・ホワイトマーク認定(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	2点			加点	加点	必須	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。 <b>または、国、地方自治体又は貨物運送事業労働災害防止協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生に関する表彰を受けたことがある。</b>  【対象】 ・安全衛生優良企業(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・女性ドライバー応援企業認定制度(国土交通省) ・ISO39001(道路交通安全)認証 ・ISO14001(環境)認証 ・グリーン経営認証制度(交通モビリティ・エコロジー財団) ・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	認定・認証等: 基準日 表彰: 過去3年以内	本項目を満たしている旨を記載した書面。 認定証・認証書等の写し又は表彰を受けたことを証する書面(表彰状の写し、国、地方自治体、陸上災害防止協会のプレスリリース等)。	
63		トラックのみ	Gマークを保有している。	2点	1点		加点	必須	必須	認証申請の対象事業所の <b>過半数</b> において、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定を受けている。	—	本項目を満たしている旨を記載した書面。 認定証の写し。	
64		貸切バスのみ	セーフティバスマークを保有している。	2点	—		加点	必須	必須	貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)の認定を受けている。	基準日	本項目を満たしている旨を記載した書面。 認定証の写し。	
65			グリーン経営認証を保有している。	2点	1点		加点	加点	加点	【62に統合】			
66			過去3年間に国又は陸上災害防止協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生に関する表彰を受けたことがある。	2点			加点	加点	加点	【62に統合】			

## 認定基準の設定の考え方について（案）

認定基準の設定の考え方（案）

- ① 認定基準については、全ての事業者の中で、上位の一定割合の水準の事業者であることを要求する。
- ② 上記①の考え方の下、事業者アンケートの回答を認定項目を1項目2点（必須項目・加点項目ともに全営業所適合2点、一部営業所適合1点）として採点し、その点数の分布状況を踏まえ、要求水準を算出する。
- ③ 上記②の要求水準の点数から、必須項目分の点数を控除するとともに、アンケート後に追加された加点項目分の点数を加え、加点項目で要求する点数を算出する。  
※アンケート後に追加された加点項目については、便宜、追加加点項目数×0.2点を加える。

区分	要求水準
一つ星(☆)	全事業者の上位50%
二つ星(☆☆)	全事業者の上位25%
三つ星(☆☆☆)	全事業者の上位12.5%

## 認定基準（案）

1. 必須項目の全てを満たすこと。
2. 加点項目の合計点数が下表の点数以上であること。

区分	トラック	乗合バス	貸切バス	タクシー
一つ星 ☆				
二つ星 ☆☆	本日の議論の結果を踏まえ算出			
三つ星 ☆☆☆				

※二つ星及び三つ星については、一つ星の取得の翌年度から申請可（初年度は申請不可）とする。

## 過半数組織組合による証明について（案）

- 申請内容の事実関係に関し、過半数組織労働組合の名義による証明がある場合は、一般的に、申請内容が事実と異なる可能性は低く、一定の信頼性が確保されるものと考えられる。

このため、このような場合には、例えば、以下のような点について、事業者の申請負担の軽減を図ることとする。

### 【申請負担の軽減を図る点】

- ① 現地審査の実施率の引き下げ
- ② 申請料の軽減

- これに対し、過半数組織労働組合からの証明がない場合については、「虚偽申請を防止する観点からの実効性が十分には確保できないのではないか」との懸念も指摘されていることから、原則どおり審査を行うこととする。

## アンケート実施要領

### アンケートの対象

#### ①労働組合アンケート

検討会の構成員が所属する労働組合(全国組織)から傘下单組に対し、必要に応じサンプル抽出の上、アンケートを送付。トラック・乗合バス・貸切バス・タクシー毎に各 50 件以上の回収を目標。サンプル抽出に際しては、事業者の規模や地理的分布等にも留意。

回答が想定以上に寄せられた場合は事務局にて 50 件程度を無作為抽出の上、分析。

#### ②事業者アンケート

検討会の構成員が所属する事業者団体から傘下事業者に対し、必要に応じサンプルを抽出の上、アンケートを送付。トラック・乗合バス・貸切バス・タクシー毎に各 50 件以上の回収を目標。サンプル抽出に際しては、事業者の規模や地理的分布等にも留意。

## ホワイト経営の「見える化」アンケート 認証項目案(事業者用)

参考資料2

整理番号	
回答の対象事業(兼業の場合は主な事業を1つ選択)(選択式)	
車両台数(台)(選択式)	
運転者数(人)(選択式)	
都道府県(主な事業所の都道府県名を記入)	
認証制度ができた場合に申請を検討すると思うか(選択式)	
申請する理由/しない理由(自由記述)	
審査手数料の限度額(認証マークが2年間有効の場合、最大でいくらぐらいまでなら負担できる可能性があるか)(万円)(数字を記入)	

※選択肢

回答の対象事業	トラック 乗合バス 貸切バス タクシー
車両台数	0~9台 10~49台 50~99台 100~299台 300台以上
運転者数	0~9人 10~49人 50~99人 100~300人 300人以上
認証制度ができた場合に申請を検討すると思うか	申請する方向で検討する見込み おそらく申請する方向で検討することになると思う おそらく申請しない方向で検討することになると思う 申請しない方向で検討する見込み わからない
現状の達成状況	○(全ての営業所や車両等で基準を満たしている) △(一部の営業所や車両等で基準を満たしている) ×(基準を満たしていない) ?(不明)

番号	分類	分類項目	対象	認証項目	現状の達成状況 (選択式)	コメント欄 (コメントがある場合)
1	A	不適切事業者の排除		基準日において、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。		
2		不適切事業者の排除		過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。		
3		不適切事業者の排除		過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと。		
4		不適切事業者の排除		過去3年間に於いて、労働条件又は労働環境に関して、社会的に問題となる事案を生じさせていないこと。 ※この項目は、社会的に影響がある悪質又は不適切な事案を生じさせて国から公表されたり、報道されていないかを確認する。		
5		不適切事業者の排除		過去3年間に於いて、ホワイト経営認証制度(仮称)が取り消されたことがないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象		
6		不適切事業者の排除		過去3年間に「【ホワイト経営マーク(仮称)】、呼称等の不正使用がないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象		
7		不適切事業者の排除		認証申請の対象営業所において、過去3年間に運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故に起因するものを除く。)が発生していないこと。		
8		不適切事業者の排除	トラックのみ	過去3年間に貨物自動車運送事業法第22条の2(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)の規定に基づき行政処分を受けていないこと。		
9		不適切事業者の排除		基準日において、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数が20点を超えていないこと。		
10		不適切事業者の排除		過去3年間、認証申請の対象営業所に関して、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、月の拘束時間又は休日労働の限度違反に係る行政処分を受けていないこと。		
11		態勢整備・PDCA		労働安全衛生規則に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、又は安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会が設けられている。		
12		態勢整備・PDCA		企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化するとともに、長時間労働の是正に向けた計画を策定し、当該計画を従業員に周知・共有している。		

番号	分類	分類項目	対象	認証項目	現状の達成状況(選択式)	コメント欄(コメントがある場合)
13	B	態勢整備・PDCA		全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員(従業員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには、労働者の過半数を代表する者)の意見を反映させている。		
14		態勢整備・PDCA		企業のトップ(P)が、毎月、d以下の項目について報告を受けているか、または自ら把握している。 【把握事項:企業全体及び事業所毎の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】		
15		態勢整備・PDCA		計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されている。		
16		態勢整備・PDCA		前年から申請時までの間に、長時間労働是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点からの取引先等への協力を求める基準を設定し、実際に働きかけを実施している。		
17		態勢整備・PDCA		就業規則を定めて労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。		
18		態勢整備・PDCA		36協定を締結し、労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。		
19		態勢整備・PDCA		従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		
20	C	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。		
21		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。以下同じ。		
22		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間840時間以内に制限している。		
23		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間720時間以内に制限している。		
24		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を単月100時間未満に制限している。		
25		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を2～6月平均80時間以内に制限している。		
26		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を9時間以上確保することを定めている。		
27		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を10時間以上確保することを定めている。		
28		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を11時間以上確保することを定めている。		
29		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を12日以内に制限している。		
30		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を11日以内に制限している。		
31		労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を10日以内に制限している。		
32	労働時間・有給休暇		年次有給休暇の最高付与日数は21日以上である。			

番号	分類	分類項目	対象	認証項目	現状の達成状況(選択式)	コメント欄(コメントがある場合)	
33		労働時間・有給休暇		特別有給休暇制度(例. 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇等)がある。			
34		労働時間・有給休暇		全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施している。			
35		労働時間・有給休暇		過去3年間の全ての年において年次有給休暇の取得率が70%以上である。			
36		労働時間・有給休暇		運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休日労働時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。			
37		労働時間・有給休暇		デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。			
38	D	心身の健康		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。			
39		心身の健康		法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。			
40		心身の健康		運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。			
41		心身の健康		従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定			
42		心身の健康		管理職や人事担当者による定期面談を実施している。			
43		心身の健康		パワハラ及びセクハラの相談窓口を設け、従業員に周知・共有している。			
44		安心・安定		労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。			
45		安心・安定		病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。			
46		安心・安定		退職金制度を設けている。			
47		安心・安定		定年延長又は再雇用により、希望すれば65歳を超えて働ける労使協定又は労働協約となっている。			
48		安心・安定		事業に要する経費を運転者に負担させていない。 ※クレジットカード手数料、高速道路料金、車両費用等の負担を運転者に求めない。			
49		安心・安定		交通事故を発生させた従業員に対する「罰金」その他の違約金を定めていない。また、損害賠償額を予定する契約をしていない。			
50		安心・安定	タクシーのみ		累進歩合制度を採用していないこと。		
51		安心・安定			歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されていること。		
52		安心・安定			労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。		

番号	分類	分類項目	対象	認証項目	現状の達成状況(選択式)	コメント欄(コメントがある場合)
53	E	多様な人材の確保・育成		女性専用の施設が整っている。 (例. 便所、休憩・仮眠・睡眠施設等)		
54		多様な人材の確保・育成		女性運転者向けの休暇制度を設けている。 (例. 生理休暇、産前産後休暇等)		
55		多様な人材の確保・育成		運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 (例. 社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等)		
56		多様な人材の確保・育成		運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 (例. 育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等)		
57		多様な人材の確保・育成		採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は契約社員・嘱託社員だが1年以内に希望者全員を正社員に登用している。		
58		多様な人材の確保・育成		住居に関する福利厚生制度を設けている。 (例. 社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等)		
59		自主性・先進性等	トラックのみ	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知・共有している。 【ガイドライン掲載URL】 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf</a>		
60		自主性・先進性等		昨年度から申請日までの間に腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 (例. テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等)		
61		自主性・先進性等		労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 (例. 社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等)		

番号	分類	分類項目	対象	認証項目	現状の達成状況 (選択式)	コメント欄 (コメントがある場合)
62	F	自主性・先進性等		<p>労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトマーク認定(厚生労働省)</li> <li>・健康経営優良法人(経済産業省)</li> <li>・くるみん(厚生労働省)</li> <li>・ユースエール(厚生労働省)</li> <li>・えるぼし(厚生労働省)</li> <li>・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの</li> </ul>		
63		自主性・先進性等	トラックのみ	Gマークを保有している。		
64		自主性・先進性等	貸切バスのみ	セーフティバスマークを保有している。		
65		自主性・先進性等		グリーン経営認証を保有している。		
66		自主性・先進性等		過去3年間に国又は陸上災害防止協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生に関する表彰を受けたことがある。		

## ホワイト経営の「見える化」アンケート 認証項目案(労働組合用)

整理番号	
回答の対象事業(兼業の場合は主な事業を1つ選択)(選択式)	
所属組合(選択式)	
組合員数(人)(選択式)	
組合員数のうち運転者数(人)(選択式)	
都道府県(主な事業所の都道府県名を記入)	
労働者の過半数を組織する労働組合が存在するか(選択式)	

※選択肢

回答の対象事業(兼業している場合は主な事業を1つ選択)	トラック 乗合バス 貸切バス タクシー
所属組合	運輸労連 交通労連 私鉄総連 全自交労連
組合員数	0～9人 10～49人 50～99人 100～300人 300人以上
組合員数のうち運転者数	0～9人 10～49人 50～99人 100～300人 300人以上
労働者の過半数を組織する労働組合が存在するか	存在する 存在しない
現状の達成状況	○(全ての営業所や車両等で基準を満たしている) △(一部の営業所や車両等で基準を満たしている) ×(基準を満たしていない) ?(不明)

番号	分類	分類項目	対象	認証項目	現状の達成状況 (選択式)	コメント欄 (コメントがある場合)
1	A	不適切事業者の排除		基準日において、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。		
2		不適切事業者の排除		過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。		
3		不適切事業者の排除		過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと。		
4		不適切事業者の排除		過去3年間に於いて、労働条件又は労働環境に関して、社会的に問題となる事案を生じさせていないこと。 ※この項目は、社会的に影響がある悪質又は不適切な事案を生じさせて国から公表されたり、報道されていないかを確認する。		
5		不適切事業者の排除		過去3年間に於いて、ホワイト経営認証制度(仮称)が取り消されたことがないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象		
6		不適切事業者の排除		過去3年間に「【ホワイト経営マーク(仮称)】、呼称等の不正使用がないこと。 ※認定を受けたことのある企業が対象		
7		不適切事業者の排除		認証申請の対象営業所において、過去3年間に運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故に起因するものを除く。)が発生していないこと。		
8		不適切事業者の排除	トラックのみ	過去3年間に貨物自動車運送事業法第22条の2(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)の規定に基づき行政処分を受けていないこと。		
9		不適切事業者の排除		基準日において、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数が20点を超えていないこと。		
10		不適切事業者の排除		過去3年間、認証申請の対象営業所に関して、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、月の拘束時間又は休日労働の限度違反に係る行政処分を受けていないこと。		
11		態勢整備・PDCA		労働安全衛生規則に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、又は安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会が設けられている。		
12		態勢整備・PDCA		企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化するとともに、長時間労働の是正に向けた計画を策定し、当該計画を従業員に周知・共有している。		

13	B	態勢整備・PDCA	全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員(従業員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには、労働者の過半数を代表する者)の意見を反映させている。		
14		態勢整備・PDCA	企業のトップ(P)が、毎月、d以下の項目について報告を受けているか、または自ら把握している。 【把握事項:企業全体及び事業所毎の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】		
15		態勢整備・PDCA	計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されている。		
16		態勢整備・PDCA	前年から申請時までの間に、長時間労働是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点からの取引先等への協力を求める基準を設定し、実際に働きかけを実施している。		
17		態勢整備・PDCA	就業規則を定めて労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。		
18		態勢整備・PDCA	36協定を締結し、労働基準監督署長に届出ている。また、従業員に周知・共有されている。		
19		態勢整備・PDCA	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		
20		C	労働時間・有給休暇	労使協定又は労働協約において、時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。	
21	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間(週40時間)を超える時間外労働が対象。以下同じ。		
22	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間840時間以内に制限している。		
23	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を年間720時間以内に制限している。		
24	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を単月100時間未満に制限している。		
25	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、休日労働及び時間外労働の合計時間を2~6月平均80時間以内に制限している。		
26	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を9時間以上確保することを定めている。		
27	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を10時間以上確保することを定めている。		
28	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、勤務終了後の休息期間を11時間以上確保することを定めている。		
29	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を12日以内に制限している。		
30	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を11日以内に制限している。		
31	労働時間・有給休暇		労使協定又は労働協約において、連続勤務を10日以内に制限している。		
32	労働時間・有給休暇		年次有給休暇の最高付与日数は21日以上である。		
33	労働時間・有給休暇		特別有給休暇制度(例. 慶弔休暇、病欠休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇等)がある。		

34	労働時間・有給休暇		全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施している。		
35	労働時間・有給休暇		過去3年間の全ての年において年次有給休暇の取得率が70%以上である。		
36	労働時間・有給休暇		運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休日労働時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。		
37	労働時間・有給休暇		デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。		
38	心身の健康		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。		
39	心身の健康		法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。		
40	心身の健康		運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。		
41	心身の健康		従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定		
42	心身の健康		管理職や人事担当者による定期面談を実施している。		
43	心身の健康		パワハラ及びセクハラの相談窓口を設け、従業員に周知・共有している。		
44	安心・安定		労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。		
45	安心・安定		病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。		
46	安心・安定		退職金制度を設けている。		
47	安心・安定		定年延長又は再雇用により、希望すれば65歳を超えて働ける労使協定又は労働協約となっている。		
48	安心・安定		事業に要する経費を運転者に負担させていない。 ※クレジットカード手数料、高速道路料金、車両費用等の負担を運転者に求めない。		
49	安心・安定		交通事故を発生させた従業員に対する「罰金」その他の違約金を定めていない。また、損害賠償額を予定する契約をしていない。		
50	安心・安定	タクシーのみ	累進歩合制度を採用していないこと。		
51	安心・安定		歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されていること。		
52	安心・安定		労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。		
53	多様な人材の確保・育成		女性専用の施設が整っている。 (例. 便所、休憩・仮眠・睡眠施設等)		

54	E	多様な人材の確保・育成		女性運転者向けの休暇制度を設けている。 (例. 生理休暇、産前産後休暇等)		
55		多様な人材の確保・育成		運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 (例. 社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等)		
56		多様な人材の確保・育成		運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 (例. 育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等)		
57		多様な人材の確保・育成		採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は契約社員・嘱託社員だが1年以内に希望者全員を正社員に登用している。		
58		多様な人材の確保・育成		住居に関する福利厚生制度を設けている。 (例. 社宅、社員寮、空き家紹介制度、住居手当、転居手当等)		
59	F	自主性・先進性等	トラックのみ	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知・共有している。 【ガイドライン掲載URL】 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf</a>		
60		自主性・先進性等		昨年度から申請日までの間に腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 (例. テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等)		
61		自主性・先進性等		労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 (例. 社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等)		
62		自主性・先進性等		労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。  【対象】 ・ホワイトマーク認定(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの		
63		自主性・先進性等	トラックのみ		Gマークを保有している。	
64	自主性・先進性等	貸切バスのみ		セーフティバスマークを保有している。		

65	自主性・先進性等		グリーン経営認証を保有している。		
66	自主性・先進性等		過去3年間に国又は陸上災害防止協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生に関する表彰を受けたことがある。		